

別表 3

<貸借対照表勘定科目の説明>

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

科目区分		説明
大区分	中区分	
<資産の部>		
〔流動資産〕	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び、預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するものをいう。
	未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいう。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	短期貸付金 仮払金	貸付期間が1年以内の金銭の貸付債権をいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	以上のいずれの勘定科目にも属さない流動資産をいう。
〔固定資産〕 (基本財産)	建物	定款において基本財産と定められたものをいう。
	土地	法人が所有する建物及び建物付属設備をいう。 法人が所有する土地をいう。
	基本財産特定預金	法人が基本財産と定めた現金預金等をいう。
(その他の 固定資産)	建物	基本財産以外の固定資産をいう。
	構築物	法人が所有する建物及び建物付属設備をいう。
	機械及び装置	法人が所有する建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	車輛運搬具	法人が所有する機械及び装置をいう。
	器具及び備品	法人が所有するバス、乗用車、入浴車等をいう。
	土地	法人が所有する器具及び備品をいう。ただし、取得価額が〇〇万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	法人が所有する土地をいう。
	権利	建設又は製作中の固定資産にかかわる支出額をいう。
	投資有価証券	無形の法律上又は契約上の権利をいう。
	長期貸付金	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。
	公益事業会計元入金	貸付期間が1年を超える金銭の貸付債権をいう。
	収益事業会計元入金	新規に公益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額をいう。
	措置施設繰越特定預金	新規に収益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額をいう。
〇〇積立預金	措置施設において将来の支出に充てるため繰り越された現金預金等をいう。	
その他の固定資産	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。 積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。 以上のいずれの勘定科目にも属さない資産をいう。	

科目区分		説明
大区分	中区分	
<負債の部>		
〔流動負債〕	短期運営資金借入金 未払金 預り金 前受金 仮受金 〇〇引当金 その他の流動負債	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務をいう。 事業活動等に伴う費用等の未払債務をいう。 各種の一時的な預り金額をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入額を一時的に処理する科目をいう。 会計基準第29条に規定する引当金をいう。 引当金の内容を示す名称を付した科目で記載する。 以上のいずれの勘定科目にも属さない流動負債をいう。
〔固定負債〕	設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金 〇〇引当金	借入期間が1年を超える施設整備等に係る借入債務をいう。 借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務をいう。 会計基準第28条に規定する退職給与引当金をいう。 会計基準第29条に規定する引当金をいう。 引当金の内容を示す名称を付した科目で記載する。
<純資産の部>		
〔基本金〕	基本金	会計基準第31条各号に規定された基本金をいう。
〔国庫補助金等特別積立金〕	国庫補助金等特別積立金	会計基準第33条に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。
〔その他の積立金〕	〇〇積立金	会計基準第35条に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
〔次期繰越活動収支差額〕	次期繰越活動収支差額	事業活動収支計算書に計上された次期繰越活動収支差額をいう。